

委託業務特記仕様書（令和2年4月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議）

- 第5条** 本業務は、Web会議の対象業務であり、対面による打合せをWeb会議とすることができる。
- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- 3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

河川監視カメラ配置計画検討業務（特記仕様書）

1. 目的

本業務は、徳島県管理河川内に設置する河川監視カメラの配置計画を検討するものである。

2. 業務内容

（1）計画準備

業務実施にあたっての技術的方針および作業スケジュールを検討し、業務計画書を立案・作成する。

（2）資料収集・整理

河川監視カメラの配置計画を検討するにあたり、次の資料を収集・整理する。

- ・河川計画に関する資料（現況流下能力等）
- ・重要水防箇所
- ・氾濫危険水位等の設定資料
- ・過去の浸水実績等に関する資料
- ・洪水浸水想定区域図に関する資料
- ・その他、検討に必要な資料

（3）河川監視カメラの配置検討

3. 1 配置計画の検討

河川監視カメラは、洪水時及び平常時において河川流況や河川管理施設等の状況を把握し、適切な河川管理及び洪水時の防災活動の一助となるように設置する。このため、カメラの配置計画にあたっては次の点を考慮する。

- ①重要水防箇所や氾濫危険水位設定箇所、過去の浸水箇所等
- ②基準水位観測点
- ③排水機場、水門、樋門・樋管、堰等
- ④主要橋梁
- ⑤主要な支川の合流点（バックウォーター区間）や無堤箇所
- ⑥不法投棄や不法係留等の違法行為の常習地区
- ⑦その他、河川管理上必要な箇所（水質事故防止、外来生物の拡大防止、流量観測等）

3. 2 設置位置の検討

配置計画検討結果をもとに、重要度の高い30箇所程度について現地確認を行い、具体的な設置位置を検討する。位置検討では、設置場所の周辺状況や監視する施設の特性等を考慮して最適な位置を決定する。

（4）打ち合わせ協議

打ち合わせ協議は、原則として着手時1回、中間時1回、成果納入時1回の3回とする。

（5）報告書作成

業務の目的を踏まえ、各段階で作成された成果を基に、業務の方法、過程、結論について記した報告書を作成する。